

## 坂祝町監査委員告示第10号

### 財政援助団体等に対する監査の実施結果について

地方自治法第199条第7項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和4年10月31日

坂祝町監査委員 森田 安夫  
同 渡邊 章

#### 記

1. 実施期日 令和4年10月18日（火）
2. 実施場所 坂祝町総合福祉会館サンライフさかほぎ 2階会議室
3. 監査の対象
  - (1) 指定管理者 社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会
  - (2) 所在地 坂祝町黒岩153番1

#### 4. 監査の方法

今回の監査は、公の施設の管理に関する事務事業について、①基本協定書や契約書・補助要綱等に基づいた適正執行、②預金通帳及び資金管理等に着眼点を置き、事務局長及び担当職員から説明を求めるとともに関係書類を調査する方法で実施した。

#### 5. 監査の結果

今回施設に対する監査を実施した結果、福祉会館の運営や管理の内容及び契約事項について、適正に執行されていると認められた。

町は、指定管理料の支払年度内の余剰分の取り扱いについて、十分に指定管理者と検討すること。また指定管理料の分割支払い（月額払い）についても指定管理者の意見を聴取し検討・執行されたい。